（参考資料）

平成２０年１２月１７日付

時価評価額の算定方法について（学校施設課からの事務連絡）

※これまでの過去の評価額（銀行等算定）に変動率を乗じてきたが，評価額がかなり古くなってきたので今後は行わないでください。
今後は，下記の方法で算定を行ってください。

記

時価評価額の算定について

学校施設課

１　算定方法（土地）

（１）近隣の地価公示及び地価調査の価格を参考とする。

※地価公示等が確認できるサイト

全国地価マップ（http://www.chikamap.jp/）

土地総合情報ライブラリー（http://www.tochi.nla.go.jp/）

（２）学校及び基準点の前面道路の路線価が確認できる場合は，次の方法により比準計算する。（路線価が無い場合は不要）

※相続税路線価等が確認できるサイト

全国地価マップ（http://www.chikamap.jp/）

財産評価基準書（http://www.rosennka.nta.go.jp/）‥‥相続税路線価のみ

（例：鶴丸高校）

・基準地：鹿児島－２６（地価公示）

地価公示価格（144,000 円/㎡）　①

基準地前面道路の相続税路線価（115,000 円：115F）　②

・鶴丸高校の評価額　X

鶴丸高校前面道路の相続税路線価（205,000:205E）　③

①	：	②	＝	X	：	③
144,000		115,000	＝	X	：	205,000
		X	＝ 144,000 × 205,000/115,000			
			＝ 257,000（千円以下切上）			

※固定資産税路線価を用いた上記方法による比準も可

※他に相続税路線価に土地の状況（奥行や不整形など）に応じた調整率を乗じて算定する方法も考えられます。（上記財産評価基準書を参考）

（３）近隣の地価公示及び地価調査のポイント（以下「基準地」という。）が複数ある

場合，これまで使用料の算定に用いてきた土地の単価（例：銀行等から徴収した評価額）などと比較し，基準地を選定の上，上記（２）の方法により算定する。

２　算定方法（建物）

県有建物等評価要領（例規集Ｐ２３２）に基づき算定する。